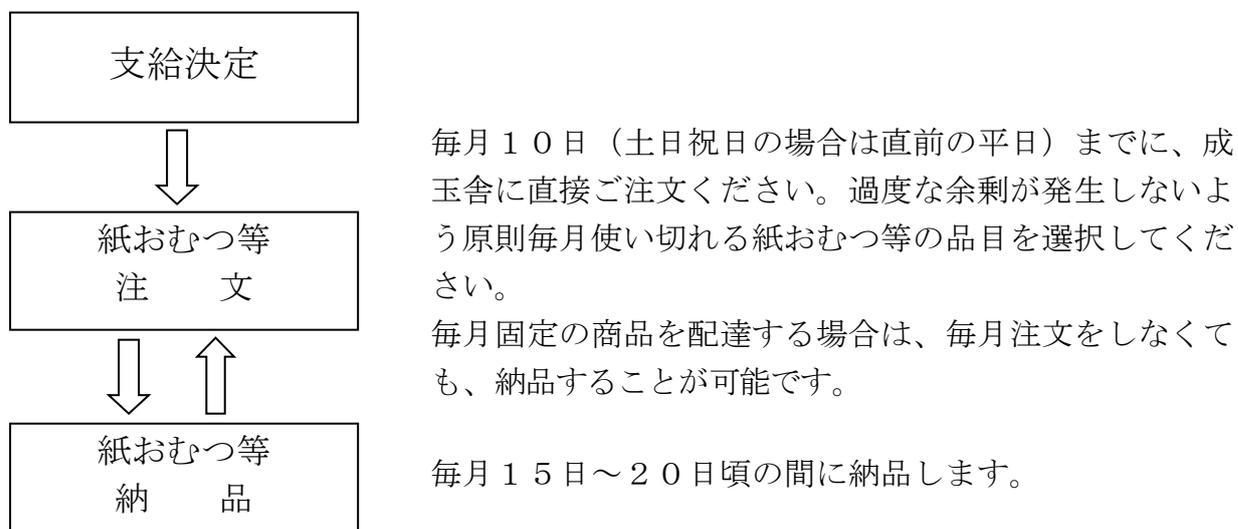


逗子市在宅高齢者紙おむつ等支給事業 利用の流れ



-
- ※ 支給決定後、次年度以降の申請は自動継続になり、毎年の申請は不要となります。なお、カタログは毎年4月初旬までに送付します。
 - ※ 毎年7月に、対象高齢者及び介護者の世帯の市町村民税課税状況を確認し、支給対象外になる場合、市から廃止決定通知を送付します。
 - ※ 要介護度の変更に伴い、支給限度額に変更が生じる場合は、市から変更通知を送付します。要介護3未満となった場合は、支給廃止となり、廃止決定通知を送付します。
 - ※ 次に該当する場合は、手続きが必要ですので、高齢介護課高齢福祉係にご連絡ください。
 - 特別養護老人ホーム、老人保健施設に入所、又は長期入院された場合
 - 事情により紙おむつ等の支給が不要となった場合
→ 廃止申請書をご提出ください。
 - 事情により紙おむつ等の支給を休止する場合
→ 変更申請書をご提出ください。（長期入院の場合も休止です）
 - 介護者の方に変更があった場合（住所、連絡先等の変更も含む。）
→ 変更申請書をご提出ください。

事務担当

逗子市福祉部高齢介護課高齢福祉係

電話 046-873-1111(内線 252. 253)